

家庭ごみ有料化制度の効果検証及び今後の検証の考え方について

1. 資料の目的

資料 1-1 に示したとおり、令和 7 年度の家庭ごみ原単位は 501.2g/人・日であり、令和 3 年度に策定した一般廃棄物処理基本計画（以下、「現計画」という。）における令和 18 年度の目標値 505g/人・日を下回っています。本資料は、資料 1-1 におけるごみ量実績及び課題の整理に続く制度効果の検証として、家庭ごみ有料化後の減量効果、手数料収入、ごみ収集及び指定収集袋製造等の経費並びに物価・調達環境を総合的に確認するものです。

今回改定を行う一般廃棄物処理基本計画（以下、「次期計画」という。）における新たなごみ量目標の設定は、将来人口、ごみ量の実績推移及び追加施策の効果を踏まえて別途検討します。本資料では、505g/人・日の達成を評価するとともに、現行制度の効果と持続可能性を確認します。

2. 家庭ごみ原単位の目標達成と制度検証の関係

比較項目	比較値	令和 7 年度実績	差
現計画における 令和 7 年度目標値	511.6g/人・日	501.2g/人・日	-10.4g
現計画における 令和 18 年度長期目標値	505.0g/人・日	501.2g/人・日	-3.8g
有料化前の 平成 28 年度実績値	580.6g/人・日	501.2g/人・日	-79.4g (-13.7%)

現計画における令和 18 年度長期目標値 505g/人・日の達成は、家庭ごみ有料化を含む減量施策と市民の取組の成果として評価できます。一方、家庭ごみ原単位は制度効果を確認する指標の一つであり、目標達成後も、減量効果、手数料収入、事業費及び調達環境等を総合的に検証する必要があります。

本資料は料金改定を決定するものではなく、制度の検証結果と今後の方向性についてご意見を伺うものです。[参考資料 1~5・19]

【今回ご確認・ご意見をいただきたい事項】

①505g 達成の評価、②手数料収入の減少とコスト・物価上昇を含む制度の現状、③これらを踏まえた今後の制度運用の方向性について、ご意見を伺います。

（参考）国・東京都・多摩地域との比較

家庭ごみの 1 人 1 日当たり排出量は、資源物、持込ごみ及び集団回収を含むかどうかで数値が変わります。本市の家庭ごみ原単位 501.2g／人・日（令和 7 年度・実績値）と、国の家庭系ごみ排出量目標値 478g／人・日は定義が異なるため、同じ数値として比較できません。以下では、目標値と実績平均を分け、同じ定義に近い数値同士を比較します。〔資料 1－1、参考資料 20～24〕

国・東京都等の目標値

主体	目標・指標	目標年度	本市との関係
東久留米市	家庭ごみ原単位 505g／人・日	令和 18 年度	ごみ・資源物の行政回収量。 令和 7 年度：501.2g／人・日
国	家庭系ごみ排出量 約 478g／人・日	令和 12 年度	ごみの行政回収量及び持込量。資源ごみ量は除く。 本市の同定義は令和 7 年度：364.2g／人・日
東京都	同じ指標の数値目標なし	—	関連目標：一般廃棄物再生利用率 令和 12 年度：37%、令和 17 年度：40%
多摩地域	地域共通の数値目標なし	—	各市町村が一般廃棄物処理基本計画で設定

【本市指標と国指標の関係】

本市の 505g／人・日の指標は、平成 24 年の一般廃棄物処理基本計画見直し時に設定され、その後、『行政回収する家庭ごみと資源物の総量』を継続的に把握する指標として引き継がれています。一方、国の約 478g／人・日は『資源ごみを除いた家庭から出るごみ』となりますが、国指標に統一すると全国比較が容易になる一方、従来実績との連続性が失われ、資源物を含む排出抑制の状況が把握しにくくなります。

このため、現計画では本市の従来指標を維持しつつ、国定義の数値を参考として併記しています。なお、資料 1－1 の国定義に合わせた本市の令和 7 年度値は 364.2g／人・日であり、国の令和 12 年度目標値を下回っています。

次期計画でも、比較可能性と継続性の両面から指標の示し方を検討します。

令和 6 年度実績の比較

指標（g／人・日）	東久留米市	多摩地域平均	東京都平均	全国平均
家庭ごみ原単位・本市定義 （資源を含む行政回収量）	511.6	534.2	同一定義の 集計なし	定義が異なる
家庭系ごみ原単位・国定義 （資源を除く行政回収、持込量）	370.1	同一定義の 集計なし	同一定義の 集計なし	466
ごみ総排出量原単位（家庭系・ 事業系、直接持込、集団回収を含む）	689	671	787	839

本市定義の家庭ごみ原単位では、本市は多摩地域平均を 22.8g（4.3%）下回っています。国定義の家庭系ごみ原単位でも、本市は全国平均を 95.9g（20.6%）下回っています。一方、家庭系だけでなく事業系、直接持込及び集団回収を含むごみ総排出量原単位は、本市は多摩地域平均を 18g（2.7%）上回っており、家庭ごみ原単位の目標達成後も、市全体のごみ量、資源化量及び分別品質を含む制度全体の検証が必要です。〔参考資料 21～23〕

3. 家庭ごみ有料化制度の概要及び制度効果

(1) 制度の概要

本市は、平成 29 年 7 月に小型廃家電を除く全品目の戸別収集を開始し、同年 10 月から、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び容器包装プラスチックを指定収集袋により有料化しました。制度の目的は、①ごみの減量、②公平な負担、③ごみに対する意識の向上の 3 点です。[参考資料 3・6]

袋の種類	5L	10L	20L	40L
燃やせるごみ	10 円	20 円	40 円	80 円
燃やせないごみ	—	20 円	40 円	—
容器包装プラスチック	—	10 円	20 円	40 円

指定収集袋の購入は、条例に基づく家庭廃棄物処理手数料を納付するものです。[参考資料 7]

(2) 有料化前との比較

指標	平成 28 年度	令和 6 年度	変化
ごみ（行政回収）量	18,702t	15,201t	－18.7%
燃やせるごみ（行政回収）量	16,383t	13,258t	－19.1%
燃やせないごみ（行政回収）量	2,206t	1,827t	－17.2%
家庭ごみ（行政回収）原単位※ （本市定義）	580.6g／人・日	511.4g／人・日	－11.9%
可燃ごみ中の不燃物割合 （柳泉園組合構成 3 市共通値）	31.9%	15.5%	改善
容器包装プラスチック回収量に 対する夾雑物量の割合	1.9%	12.8%	悪化・ 継続課題

※家庭ごみ（行政回収）原単位（本市定義）は、清掃事業概要に掲載している値であり、資料 1-1 とは算出に用いている人口の時点が異なる（資料 1-1 は 1/1 時点、清掃事業概要は 10/1 時点）ため、異なる値となっています。

行政回収のごみ量及び家庭ごみ原単位は大きく減少し、有料化後の減量効果は継続しています。一方、容器包装プラスチックの異物混入率等の課題が残っており、家庭ごみ原単位の目標達成だけで制度全体を完了したものと評価することは適切ではありません。[参考資料 5]

4. 家庭ごみ処理手数料収入の推移

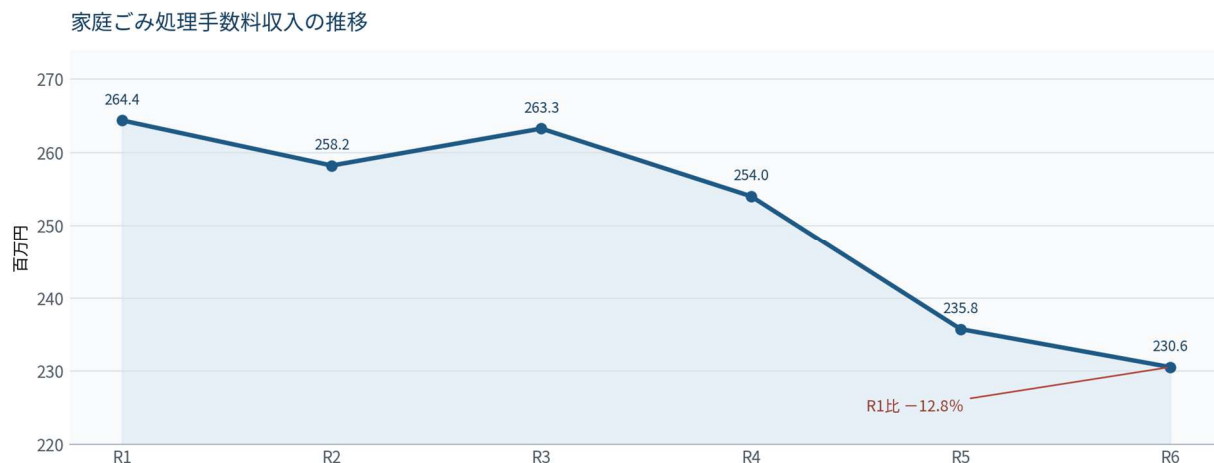


図1 家庭ごみ処理手数料収入の推移（決算額）

年度	手数料収入	前年度比	備考
平成 29 年度	244,520,000 円	—	部分年度・制度開始
平成 30 年度	255,611,900 円	+4.5%	最初の通年
令和元年度	264,381,600 円	+3.4%	比較起点
令和 2 年度	258,233,100 円	−2.3%	
令和 3 年度	263,271,400 円	+2.0%	
令和 4 年度	254,044,200 円	−3.5%	
令和 5 年度	235,760,000 円	−7.2%	
令和 6 年度	230,557,600 円	−2.2%	令和元年度比−12.8%

令和元年度から令和 6 年度までに手数料収入は 33,824,000 円、12.8%減少しました。ごみ減量と指定収集袋購入枚数の減少に伴い、制度が効果を上げるほど手数料収入が減少する構造となっています。〔参考資料 5・8〕

5. 家庭ごみ処理手数料収入（歳入）及び関係事業費（歳出）

項目	令和元年度	令和 6 年度	変化
【歳入】 家庭ごみ処理手数料収入	264,382 千円	230,558 千円	−12.8%
【歳出】 家庭ごみ・資源物収集事業費	791,429 千円	855,647 千円	+8.1%
【歳出】 家庭ごみ有料化事業費	87,717 千円	93,648 千円	+6.8%
【参考】 手数料収入÷収集事業費	33.4%	26.9%	−6.5 ポイント
【参考】 収集事業費－手数料収入※	527,047 千円	625,089 千円	+98,042 千円

令和元年度から令和 6 年度にかけて、歳出では、家庭ごみ・資源物収集事業費が 8.1%、家庭ごみ有料化事業費が 6.8%増加しています。一方、歳入である手数料収入は 12.8%減少し、収集事業費に対する割合は 33.4%から 26.9%へ低下しています。〔参考資料 9〕

※単純比較であり、手数料収入の使途を収集事業費のみに限定する趣旨ではありません。

令和 6 年度家庭ごみ有料化事業費の内訳

項目	決算額
指定収集袋製造委託	64,400,873 円
指定収集袋受注配送取扱委託	23,193,068 円
指定収集袋封入・梱包・配送委託	5,689,852 円
印刷・バーコード関係等	364,254 円
家庭ごみ有料化事業費 合計	93,648,047 円

6. 指定収集袋の製造等経費及び調達環境

年度	製造費	配送等費	有料化事業費	備考
平成 29 年度	66,257 千円	22,423 千円※1	—	部分年度・立上げ
平成 30 年度	—	—	92,837 千円	最初の通年
令和元年度 (決算)	63,350 千円	24,366 千円	87,717 千円	平常比較の起点
令和 6 年度 (決算)	64,401 千円	28,883 千円※2	93,648 千円	直近決算
令和 7 年度 (予算)	73,029 千円	25,850 千円	—	主要 2 業務の予算

※1 管理・配送・収納代行 6,578 千円及び取扱店手数料 15,845 千円。

※2 受注配送取扱 23,193 千円及び封入・梱包・配送 5,690 千円。

項目	令和元年度 (決算)	令和 6 年度 (決算) ・ 令和 7 年度 (予算)	変化
製造費決算	63,350 千円	64,401 千円 (令和 6 年度)	+1.7%
配送枚数	8,709 千枚	7,555 千枚 (令和 6 年度)	-13.2%
製造費÷配送枚数※	7.27 円/枚	8.52 円/枚 (令和 6 年度)	+17.2%
製造費予算	—	73,029 千円 (令和 7 年度)	令和 6 年度 決算比+13.4%

【数値の読み方】

まず、決算額同士を比較すると、令和元年度から令和 6 年度までに配送枚数は 13.2%減少した一方、製造費は 1.7%増加しています。さらに、令和 7 年度の製造費予算は、令和 6 年度決算を 13.4%上回っています。

ただし、『製造費÷配送枚数』は在庫、容量別構成及び発注時期を調整していない参考値です。正確な原価比較には、同一材質・容量・厚さ・印刷仕様の契約単価表が必要であり、『1 枚当たり製造原価が 17.2%上昇した』とは断定できません。[参考資料 9・10]

7. プラスチックフィルム・シート価格指数



図2 日本銀行 国内企業物価指数『プラスチックフィルム・シート』
(令和2年平均=100)

比較	起点（有料化開始時）	終点（直近）	上昇率
年次推移	平成29年：94.7	令和7年：119.7	+26.4%
月次推移	平成29年10月：95.3	令和8年6月：137.5	+44.3%

この指数を参考にできる理由

- 指定収集袋はポリエチレン等をフィルム化し、印刷、製袋及び梱包して製造するため、製品形態が近いこと。
- 国内企業間の出荷段階の価格を品質一定で継続調査しており、有料化当時と現在を同じ基準で比較できること。
- 原材料だけでなく、フィルム・シート製造段階の価格環境を示す公的統計であること。〔参考資料11・12〕

【使用上の限界】

本指数は本市指定収集袋そのものの製造原価又は契約単価ではありません。材質、厚さ、容量、印刷、製袋、梱包、配送及び取扱店手数料等の仕様差は反映しないため、『関連する調達価格環境が上昇している』ことを示す補助指標として用います。

また、令和8年度は中東情勢等を背景として、太宰府市及び仙台市が指定袋の調達難、製造単価上昇等への対応に係る補正予算を計上し、環境省も主要供給事業者への調査を実施しています。これらは本市の上昇率を示すものではありませんが、原料、製造及び物流の不確実性を示す公式情報として参考となります。〔参考資料15～17〕

8. 料金据置と市民負担の関係

指定収集袋の料金は、平成 29 年の制度開始以降据え置いています。一方、総務省消費者物価指数の総合指数は、平成 29 年平均 98.6 から令和 7 年平均 111.9 へ 13.5% 上昇しました。仮に燃やせるごみ 40L 袋 80 円を物価上昇に合わせて改定していた場合は約 90.8 円となりますが、実際の料金は 80 円のままです。この比較は、手数料そのものを値下げしたことを示すものではありませんが、一般物価の上昇分を手数料に転嫁していないことから、制度開始時と比較した実質的な負担水準は相対的に低下していると整理できます。

[参考資料 13]

項目	平成 29 年	令和 7 年	確認結果・備考
消費者物価指数・総合	98.6	111.9	+13.5%
燃やせるごみ 40L 袋の料金	80 円	80 円	料金据置
物価上昇分を反映した場合の燃やせるごみ 40L 袋の料金	80 円	約 90.8 円	約 10.8 円高くなる
物価上昇分の未転嫁額	—	約 10.8 円	1 枚当たりの単純比較
現在の 80 円を平成 29 年の物価水準に換算	—	約 70.5 円	開始時より 約 11.9% 低い

【一般物価との比較における説明上の留意点】

指定収集袋の手数料は、平成 29 年の制度開始以降、金額を変更していません。一方、同期間の一般物価は 13.5% 上昇しており、この物価上昇率を燃やせるごみ用 40L 袋の手数料 80 円に機械的に反映すると、約 90.8 円となります。

実際の手数料は 80 円に据え置いているため、約 10.8 円相当の物価上昇分を手数料に転嫁していない状態です。このことから、一般物価との比較では、制度開始時より実質的な負担水準は相対的に低下していると整理できます。

なお、消費者物価指数は全国平均であり、指定収集袋の製造原価、市民の所得又は個々の世帯の負担感を直接示すものではありません。このため、料金据置の状況を一般物価との関係から確認するための参考指標として用います。

指定収集袋の料金を一律に引き下げた場合の単純試算

引下げ率	令和 6 年度 ごみ処理手数料収入	引き下げた場合の 収入減少額	引下げ後の ごみ処理手数料収入
10%	230,558 千円	約 23,056 千円	約 207,502 千円
20%	230,558 千円	約 46,112 千円	約 184,446 千円

※販売枚数及び排出行動が変わらないと仮定した単純試算であり、値下げによる需要変化は含みません。

9. 制度効果の検証結果と今後の方向性（事務局整理）

判断項目	確認結果	評価
目標達成	令和7年度 501.2g。長期目標 505g を下回る	現行施策の成果
減量効果	平成28年度から令和6年度までに ごみ行政回収量 18.7%減	効果が継続
手数料収入	令和元年度から令和6年度までに 12.8%減	財源面は縮小
事業費	収集事業費 8.1%増、有料化事業費 6.8%増	負担は増加
調達環境	フィルム指数及び令和7年度製造予算が上昇	値下げ余地を 確認できない
市民負担	平成29年度以降 40L 袋 80 円を据置 物価は 13.5%上昇	料金据置は 実質的な負担軽減

【事務局の考え方】

505g／人・日の達成は、減量施策と市民の取組の成果として評価できますが、これを指定収集袋手数料の値下げ等に自動的に結び付ける仕組み又は約束は、市の計画等では定めておりません。

今回の検証では、有料化後の減量効果が継続する一方、手数料収入は減少し、収集・有料化事業費及び調達価格は上昇しています。また、料金は制度開始以降据え置き、物価上昇分を転嫁していません。

以上から、現時点では引下げを行う状況ではなく、当面は現行手数料を維持することが妥当と考えます。これは本審議会では手数料額を決定する趣旨ではありません。今後、社会経済情勢、事業費、調達価格又は供給状況等に大きな変化が生じた場合など、必要に応じて制度を検証し、見直しの必要性が認められた場合には、必要な手続を経て改めて検討します。

今後の確認予定項目

- 令和7年度実績の算定条件及び今後の家庭ごみ原単位の推移
- 袋種別・仕様別の契約単価、製造数量、配送枚数及び在庫
- 収集、処理、指定収集袋製造、配送及び販売に係る経費
- 手数料収入、減量効果、資源化率及び分別品質
- 原材料価格、物流費、人件費、一般物価及び供給状況

参考資料

番号	公式資料
参考資料 1	<u>東久留米市廃棄物減量等推進審議会『答申書』（平成 24 年）</u>
参考資料 2	<u>東久留米市『一般廃棄物処理基本計画』（平成 29 年）</u>
参考資料 3	<u>東久留米市『家庭ごみ有料化に向けた実施計画』（平成 29 年改訂）</u>
参考資料 4	<u>東久留米市『一般廃棄物処理基本計画』（令和 4 年）</u>
参考資料 5	<u>東久留米市『令和 7 年度清掃事業概要（令和 6 年度実績）』</u>
参考資料 6	<u>東久留米市『家庭ごみ有料化制度の検証結果（令和元年度振り返り）』</u>
参考資料 7	<u>東久留米市『指定収集袋の料金』</u>
参考資料 8	<u>東久留米市自治会連合会陳情回答書（令和元年）</u>
参考資料 9	<u>東久留米市『令和 6 年度一般会計歳出事項別明細』</u>
参考資料 10	<u>東久留米市『令和 7 年度一般会計予算』</u>
参考資料 11	<u>日本銀行『時系列統計データ検索』（系列 PRCG20_2200750005）</u>
参考資料 12	<u>日本銀行『企業物価指数の解説』（令和 2 年基準）</u>
参考資料 13	<u>総務省統計局『令和 7 年平均 消費者物価指数』</u>
参考資料 14	<u>環境省『一般廃棄物処理有料化の手引き』</u>
参考資料 15	<u>太宰府市『指定ごみ袋の安定供給に向けた対応』</u>
参考資料 16	<u>仙台市『令和 8 年第 2 回定例会提出議案』関連資料</u>
参考資料 17	<u>環境省『自治体指定ごみ袋の供給状況に関する調査』</u>
参考資料 18	<u>東久留米市廃棄物減量等推進審議会会議録（令和 3 年）</u>
参考資料 19	<u>東久留米市『廃棄物の処理及び再利用に関する条例』（第 23 条、第 26 条及び別表）</u>
参考資料 20	<u>環境省『廃棄物処理法に基づく基本方針』（令和 7 年改定）</u>
参考資料 21	<u>環境省『一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和 6 年度）』</u>
参考資料 22	<u>東京都『東京都区市町村清掃事業年報（令和 6 年度実績）』</u>
参考資料 23	<u>東京市町村自治調査会『多摩地域ごみ実態調査（令和 6 年度統計）』</u>
参考資料 24	<u>東京都廃棄物審議会『東京都資源循環・廃棄物処理計画改定に係る最終答申』（令和 8 年）</u>